

日の里 7 丁目子ども会 会則

子ども会のしくみ

1. 会員及び組織

- (1) 日の里 7 丁目に居住する小学生及び未就学児を会員とする
- (2) 未就学児の参加は安全を考慮し保護者同伴を基本とする
- (3) 子ども役員は設けず全会員が協力して運営していく

2. 会費

- (1) 各会員は下図に示す会費を納める

第一子	2,000 円/年
第二子	1,000 円/年
第三子以降	無料

- (2) 世話役が1年分を4月または5月に集める
- (3) 活動内容に応じて会費で賄えないと判断した際、保護者合意のうえ参加費を別途徴収する

保護者の役割

1. 世話役

- (1) 原則として、日の里 7 丁目子ども会会員の保護者の中から世話役を選出する
ただし、世話役の人数は、子ども会会員の加入数に応じ変動できるものとする
- (2) 保護者は、会員ひとりにつき一回世話役を務めるものとする。ただし、会員の構成等により柔軟に対応することが適当と思われる場合は、この限りではない。
また、保護者の負担の偏りをなくすべく全保護者で協力していく
- (3) 世話役の任期は、基本的に1年とする。ただし、保護者の合意があれば、任期を短縮、延長する事は可能とする

- (4) 世話役の中から、必ず代表 1 名、副代表を選出し、副代表の中で書記・会計の事務を分担する。ただし、会員の構成等により選出が困難な際は保護者の合意があれば、この限りではない
- (5) 世話役は、子どもの意見を取り入れながら、次のような役割を分担して行う。
 - ☆ 行事計画の立案と実行
 - ☆ 予算案の作成と決算報告(会計監査については、その都度、依頼する。)
 - ☆ 子ども会費の出納管理
 - ◎ 世話役の町内への行事参加費は、会費より負担する。
 - ◎ 子ども会会員本人及びその両親の死亡時には、会員の人数に百を乗じた金額を目途に弔慰金を出す。
 - ◎ 世話役が地区・市への会議、研修に出席した場合、行動費として半日 200 円、1 日 500 円を支給する。
 - ◎ 一年間の活動費(通信費)として世話役一人につき 5000 円支給する。

2. 総会

- (1) 保護者相互の親睦と、子ども会の活動についての理解・認識を深めるために 1 年に 1 回、子ども会総会を開く。
- (2) 会則の変更は、総会で行い、承認を得る。
- (3) 総会は、会員保護者の 2 分の 1 以上の出席があれば成立とするが、委任状をもって出席にかえることができる

1988 年 4 月 16 日	制定
1989 年 4 月 15 日	一部改定
1991 年 4 月 14 日	一部改定
1996 年 3 月 10 日	一部改定
1999 年 3 月 14 日	一部改定
2002 年 3 月 17 日	一部改定
2005 年 3 月 19 日	一部改定
2007 年 3 月 11 日	一部改定
2009 年 3 月 21 日	一部改定

2019年3月29日	一部改定
2023年1月29日	一部改定
2023年6月20日	一部改定
2024年4月1日	一部改訂